

事業所承認規則

事業所承認規則

2008 年 第 1 回 一部改正

2008 年 5 月 29 日 規則 第 31 号

2008 年 2 月 1 日 技術委員会 審議

2008 年 2 月 26 日 理事会 承認

「事業所承認規則」の一部を次のように改正する。

3 編 サービスの提供事業所に対する承認の要件

1 章 通則

1.1 一般

1.1.1 適用

-1.を次のように改める。

-1. 本編の規定は、次に掲げる事業所に対して適用する。

- (1) 板厚計測事業所
- (2) 水中検査事業所
- (3) 無線検査事業所
- (4) 航海情報記録装置の性能試験事業所
- (5) 消防設備の整備事業所
- (6) 超音波による倉口蓋の風雨密性試験事業所
- (7) 塗装システムの認定試験事業所

~~(78)~~ 前(1)から~~(67)~~以外の事業所

-2. 前-1.(1)から~~(67)~~に掲げる事業所は、1 編の規定によるほか、本 3 編の該当規定にも適合しなければならない。

-3. 前-1.~~(78)~~に掲げる事業所は、1 編の規定によるほか、本会の適当と認める規定に適合しなければならない。

9 章として次の章を加える。

9 章 塗装システムの認定試験事業所

9.1 品質システム

9.1.1 作業手順書

前 1.2.4 に規定する作業手順書には、少なくとも次に掲げる事項についての記載がなければならない。

- (1) 塗装システムの認定試験の準備
- (2) 塗装システムの認定試験の実施
- (3) 塗装システムの認定試験結果の判定
- (4) 適合証明書の発行

9.2 承認審査

9.2.1 承認審査

-1. 書類審査

塗装システムの認定試験事業所は、1 編 2.3-1.に規定する資料の他に、次に示す内容を記述した資料各 3 部を本会に提出しなければならない。

- (1) 塗装システムの認定試験に使用する装置の詳細リスト
- (2) 塗装システムの認定試験に使用する参考書類の詳細リスト（IMO”PERFORMANCE STANDARD FOR PROTECTIVE COATINGS FOR DEDICATED SEAWATER BALLAST TANKS IN ALL TYPES OF SHIPS AND DOUBLE-SIDE SKIN SPACES OF BULK CARRIERS”（IMO 塗装性能基準／IMO 決議 MSC.215(82), 以後の改正を含む。）で引用される規格を含む。）
- (3) 試験片の準備、試験片識別の手順、塗装方法、試験手順、試験報告書例の詳細
- (4) プライマーが塗布された試験パネルを屋外に暴露する方法及び場所の詳細
- (5) 試験条件及び観察結果（不測の事態による試験中断及びそれに対する是正措置を含む。）を記録するための日誌例
- (6) 外注先の契約の詳細
- (7) 承認された塗装システム又は試験事業所に関する比較試験報告書（もしあれば）

9.3 技術者及び監督者

9.3.1 教育・訓練

-1. 塗装システムの認定試験を実施する技術者及びその監督者は、次の(1)及び(2)の事項に関し、十分な知識を有する者でなければならない。

- (1) IMO 塗装性能基準
- (2) 塗装システムの認定試験に使用する装置

-2. 1.2.2 に定める教育・訓練手順書には、-1.に掲げる事項についての知識を修得するための手順を含めなければならない。また、関連する図書及び資料の最新版を備え付けなければならない。

9.4 塗装システムの認定試験に使用する装置

9.4.1 塗装システムの認定試験に使用する装置

塗装システムの認定試験に使用する装置として、事業者は次の(1)から(5)に掲げる装置を所有しなければならない。

- (1) バラストタンク状態を模擬する装置(クロスオーバー試験のみを行う事業所にあつては、海水を動揺させるための装置は不要)
- (2) 結露装置(クロスオーバー試験のみを行う事業所にあつては不要)
- (3) 赤外線分析装置
- (4) 検電器
- (5) 引張試験機

9.5 模擬試験

9.5.1 模擬試験

-1. 本会検査員立会のもとで、塗装システムの認定試験の模擬試験を行い、提出資料に記載された認定試験を実施する適正な能力を有することが確認されなければならない。ただし、9.2.1-1.(7)に規定する資料が提出され、かつ本会が適当と認める場合にあっては、当該試験に代えることができる。

-2. 既に主管庁又は他の船級協会の承認を受けている事業所にあつては、模擬試験の一部又は全部を省略することがある。

附 則

1. この規則は、2008年1月1日から施行する。